

議案第21号 三田市民病院事業における指定管理及び地方公営企業法の全部を適用することから一部を適用することへの移行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

1 趣旨

令和8年4月1日から、三田市民病院の管理運営業務を指定管理者である社会福祉法人恩賜財団済生会支部兵庫県済生会が行う。

このことに伴い、三田市民病院事業における地方公営企業法の適用が全部から一部へ移行するに当たり、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該関係条例を改正しようとするもの。

<改正するもの>

	一部改正	新規制定	廃止	合計
条 例	11件		2件	13件

【参考】

<改正する規則、規程>

	一部改正	新規制定	廃止	合計
規 則	6件	7件	2件	15件
規 程			40件	40件

<人事戦略課・政策課が市全体の組織改正で改正するもの>

	一部改正	新規制定	廃止	合計
条 例	5件			5件
規 則	4件			4件

2 一括改正条例 主な改正・廃止の内容

(1) 全例規

- ・「病院事業管理者」→「市長」へ改正

(2) 三田市民病院事業の設置等に関する条例

- ・地方公営企業法の「全部適用」→「一部適用」
- ・独立した経営責任 → 首長の経営責任
- ・「ペインクリニック内科」を新設

(3) 三田市附属機関の設置に関する条例

- ・「三田市民病院経営評価委員会」を設置
- ・「指定管理者の評価」「経営強化プランの評価」を行う。

(4) 医師・看護学生修学資金貸与条例

- ・令和8年度から三田市における新規貸与の申請受付は行わない。
- ・令和7年度までの貸与者へは、引き続き三田市が貸与する。

(5) 三田市民病院事業管理者の給与に関する条例廃止

三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例廃止

3 施行期日

令和8年4月1日

4 本条例の構成

	条例名
第1条	三田市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正
第2条	三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部改正
第3条	職員の定年等に関する条例の一部改正
第4条	三田市情報公開条例の一部改正
第5条	三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正
第6条	三田市附属機関の設置に関する条例の一部改正
第7条	三田市債権管理条例の一部改正
第8条	三田市民病院看護学生修学資金貸与条例の一部改正
第9条	三田市暴力団排除条例の一部改正
第10条	三田市民病院医師修学資金貸与条例の一部改正
第11条	三田市個人情報保護法施行条例の一部改正

廃止(1)	三田市民病院事業管理者の給与に関する条例
廃止(2)	三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例